

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊那覇駐屯地  
第430会計隊長 松尾 文親

下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名(概要) : 使用済車両の鉄屑の売払い
- (2) 規格及び数量 : 内訳書のとおり
- (3) 引取(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内(令和3年12月17日(金)までに搬出)
- (4) 代金納付期限 : 令和3年12月17日(金)

※代金納付に使用する納入告知書の交付に要する時間は、契約日から最大1ヶ月程度を要する場合がある。

- (5) 引取(引渡)場所 : 陸上自衛隊那覇駐屯地及び八重瀬・勝連・知念・南与座分屯地

#### 2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度の全省庁統一資格「物品の買受け」で「C」等級以上を有するもの。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札参加者心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記するものとする。尚、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロンガス類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破砕業の許可」の全てを満たす者又は引取り業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負申請書を提出し、契約担当官に承認を受けた者。
- (9) 現物を確認した者であること。

#### 3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページ  
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>

)

4 入札説明会：実施しない。

5 競争入札の場所及び日時

陸上自衛隊那覇駐屯地 共用会議室（1号隊舎2階）

令和3年5月12日（水）14時30分

6 保証金

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

10 落札決定方法

総額決定（消費税抜き）が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。

（ただし、同価の場合は、抽選により決定）

11 その他

(1) 入札及び契約心得（2. 12. 15）を熟知の上参加すること。

(2) 第2項第3号及び8号で示す、資格審査結果通知書（写）及び登録証・許可証の写しを5月7日（金）12時までに提出するものとする。

(3) 車両を転売して一般市場に流通させた場合または外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額を違約金として徴収する。また、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

(4) 契約に際し、標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。

(5) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送（手交）による入札のみ可とする。このため電話・FAXによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「（入札日時、入札件名）入札書在中」と記載し、5月11日（火）16時までに必着するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。

(6) 入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。

(7) 入札書については、別紙の様式を使用すること。

- (8) 現場確認については、11項(11)に連絡し日程調整すること。
- (9) 当該売払車両の部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (10) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地  
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班 担当：知念  
TEL 098-857-1155 (内線2403)・FAX 098-857-1167
- (11) 内訳書の内容及び現場確認に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊 補給科補給班 担当：鳴海 (なるみ)  
TEL 098-857-1155 (内線2337)